

# 宮崎県幼稚園早期入園特区

都道府県名：

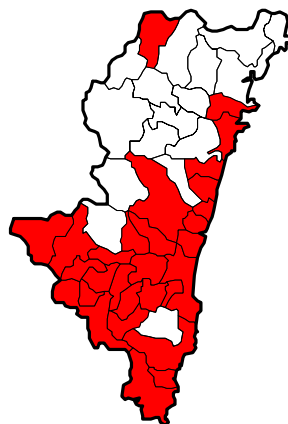
宮崎県

申請主体名：

宮崎県

区域の範囲：

宮崎市、都城市、日南市、串間市、西都市、えびの市、宮崎郡清武町、南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、野尻町、東諸県郡国富町、綾町、児湯郡高鍋町、新富町、川南町、都農町、東臼杵郡門川町、西臼杵郡高千穂町の全域及び小林市、日向市の区域の一部（旧小林市、旧日向市）



特区の概要：

宮崎県では、少子化の進行、女性就業率の増加、育児相談件数増加、保護者のニーズ、幼稚園の空き教室の状況等から、3歳未満児の幼稚園の早期入園を望む声が高まっている。このため、保護者からの要望があり、かつ受入態勢が整っていることを条件に、幼児が満3歳になる年度当初から入園することを可能とする。このことで、幼児が同年齢帯の幼児とともに活動する機会の充実とそれに伴う社会性の涵養を促し幼稚園教育の充実、普及を図るとともに、子育てを支援することで就業促進とさらに男女共同参画社会の実現を目指す。

適用される規制の特例措置：

・ 3歳未満児の幼稚園入園の容認

